

## 園則（運営規程）

社会福祉法人 恵濟会

幼保連携型認定こども園

桜こども園たかせ

杜こども園たかせ

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵済会（以下「本法人」という。）が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）に基づき設置する幼保連携型認定こども園（以下「当園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、認定こども園法施行規則第16条に基づく園則を兼ねる。

### (名称及び所在地)

第2条 本法人の幼保連携型認定こども園の名称と所在地は以下の通りとする。

- |        |                |
|--------|----------------|
| (1) 名称 | 桜こども園たかせ       |
| 所在地    | 群馬県富岡市下高瀬292   |
| (2) 名称 | 杜こども園たかせ       |
| 所在地    | 群馬県富岡市中高瀬412-1 |

### (施設の目的及び運営方針)

第3条 当園は、利用する乳児及び幼児（以下「園児」という。）への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成にもっともふさわしい生活の場を提供するものとする。

2 当園の教育・保育の目標は、次のとおりとする。

「みんな元気、みんな仲良く、みんなのために」

- 1)集団生活する中で、「社会性」を培うとともに、正しいルールを身につけ健康で明るい保育に努める。
- 2)健康診断、清潔など、保健衛生の向上に努めるとともに、散歩、園庭遊び、野菜作りなど戸外で積極的に活動し、体力のある子どもに育つような保育を行う。
- 3)世代間交流、地域における異年齢児の交流に関心を持ち、いろいろな経験を通じて人間関係を広げ、協力することややさしさ、思いやりが育つような保育を行う。
- 4)地域の伝承文化に親しめるように、積極的に地域に根差した保育を行う。
- 5)保育に関する相談、助言、情報交換をする中で、保護者が安心して悩みなど打ち明けられるように心がける。
- 6)坐禅、茶道教室、柔道教室などを通じて、日本の文化を学び情緒豊かな心が芽生えるような保育を行う。

### (提供する保育等の内容)

第4条 当園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

- 2 通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。
  - 1) 延長保育 1・2・3号認定子どもの早朝・遅番の保育
  - 2) 預かり保育 1号認定子どもの教育時間終了後の預かり保育
  - 3) 一時保育 求職活動や病気、冠婚葬祭などで保育が家庭で困難となった場合
  - 4) 障がい児保育 障がい児認定を受けた子どもの保育
- 3 当園は、子どもの国籍、信条、社会的身分または費用負担の可否等によって差別的取扱いをせず、かつ、特別の支援を要する家庭の子どもや特別な配慮を要する子どもの利用が排除されることのないよう、十分な配慮をもって運営するものとする。

(給食および食育)

第5条 当園の給食は自園調理により提供するものとする。

- 2 納食の献立は、必要な給与栄養目標量を確保しつつ、発達段階、健康状態、嗜好等に十分配慮し、かつ、アレルギー、アトピー等にも配慮した内容とする。
- 3 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて、職の体験を豊富にし、食を営む力の基礎を培うため、食に関し配慮すべき事項を定めた食育計画を策定し実施するものとする。

(地域における子育て支援)

第6条 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

- (1) 地域子育て支援拠点事業  
地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設することにより、当該子どもの養育に関する各般の問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業
- (2) 園庭解放 平日月曜日～金曜日
- (3) 子育て相談 平日月曜日～金曜日（要事前連絡）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種及び職務内容は、次のとおりとする。なお、員数については重要事項説明書のとおりとするが、入所人数により変動することがある。

- (1) 園長  
園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 副園長

副園長は、園長を助け、園務を整理し、並びに必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。また、園長に事故があるときは園長の職務を代理し、園長が欠けたときは園長の職務を行う。

(3) 主幹保育教諭

主幹保育教諭は、園児及び地域の就学前子どもの保護者等に対する子育て支援活動等を行うとともに、園長または副園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(4) 保育教諭

保育教諭は、園児の教育・保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(5) 栄養教諭／栄養士

栄養教諭／栄養士は、園児の発達段階に応じた献立を作成する等、栄養の指導及び管理をつかさどる。

(6) 調理員

調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

(7) 学校医（嘱託）

学校医は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第22条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(8) 学校歯科医（嘱託）

学校歯科医は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(9) 学校薬剤師（嘱託）

学校薬剤師は、当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第23条に基づいて、技術及び指導に従事する。

(10) 事務職員又は用務員

事務職員又は用務員は、事務または園の諸要務に従事する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ臨時にその他の職員を置くものとする。

(利用定員)

第8条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、重要事項説明書のとおりに定める。

(1号認定子どもの教育を提供する日・時間・提供を行わない日)

第9条 1号認定子どもの教育を提供する日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、その週数は毎学年39週を下回らないものとする。

- 2 前項本文にかかわらず、教育の提供を行わない日を次のとおりに定める。
  - 1) 年末年始 12月29日から1月3日まで（6日間）
  - 2) 国民の祝日
- 3 1号認定子どもの教育を提供する時間は、原則として8時30分から16時30分までとする。必要な場合は保護者の希望により、7時から8時30分まで、または16時30分から19時00分までの範囲内で延長保育を提供する。

（2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日・時間、提供を行わない日）

第10条 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日を除く。

- 2 2号認定子どもの教育・保育及び3号認定子どもの保育を提供する時間は次のとおりとする。

1) 月曜日～金曜日

①保育標準時間認定を受けた子どもに係る保育時間

7時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

②保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで、または16時30分から19時までの範囲内で、延長保育を提供する。

2) 土曜日

①保育標準時間認定を受けた子どもに係る保育時間

7時30分から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

②保育短時間認定を受けた子どもに係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

ただし、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30分まで、または16時30分から18時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(学年及び学期)

第11条 当園の教育に係る学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の学年は、次の学期に分ける。

- 1) 第1学期 4月1日から7月31日まで（4か月）
- 2) 第2学期 8月1日から12月31日まで（5か月）
- 3) 第3学期 1月1日から3月31日まで（3か月）

(利用の開始及び終了に関する事項)

第12条 当園の利用開始に当たり、1号認定子どもについては保護者が当園に直接申し込みを原則とし、2号及び3号認定子どもについては、市町村による利用調整を経るものとする。

2 利用開始に当たっては、あらかじめ利用の申し込みを行った保護者に対し、本規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。

3 前項の同意を得た保護者と当園の間に利用契約を締結し、教育・保育の利用を開始するものとする。

4 当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了するものとする。

- 1) 園児が小学校に就学したとき
- 2) 各認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- 3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

(選考の方法)

第13条 利用の申し込みに係る1号認定子どもの数および現に利用している1号認定子どもの総数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、子どもの状況や家庭環境を考慮し選考を行う。

ただし、兄弟姉妹が現に当園を利用している場合は最優先とし選考を行なう。

2 利用の申し込みに係る2号及び3号認定子どもの数及び現に利用している2号及び3号認定子どもの総数が、当該利用定員の総数を超える場合においては、市町村の認定に基づき保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、市町村において調整する。

3 前2項の選考を行うに当たっては、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示して行うものとする。

(市町村の斡旋、調整及び要請に対する協力)

第 14 条 当園は、市町村が行なう斡旋、調整及び要請にできる限り協力するものとする。

- 2 利用申込を行った支給認定子どもが、当園の教育・保育を提供することが困難である場合は、市町村と連携をとり、適切な特定教育・保育施設または特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(転園、休園及び卒園に関する事項)

第 15 条 転園及び卒園等による教育・保育の提供の終了に際しては、学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行なう者等と連携をとり、当該子どもに係る情報の提供を通じて、円滑な接続に配慮するものとする。

- 2 園児の休園に際しては、保護者から届け出を受けるとともに、休園事由によっては、必要な情報提供を継続し、園児の円滑な再登園に配慮するものとする。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 16 条 当園は、利用した支給認定保護者から、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）について支払いを受けるものとする。

- 2 前項の保育料のほか、教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、あらかじめ保護者に用途、金額・理由を説明し、書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 3 前 2 項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度保護者に用途、金額・理由を説明し、書面による同意を得たうえで支払いを受けるものとする。
- 4 前項の支払いを受けた場合は、当該保護者に領収書を交付するものとする。
- 5 第 2 項及び第 3 項の上乗せ徴収・実費徴収等の利用者負担については、重要事項説明書のとおりとする。

(給付費の法定代理受領)

第 17 条 当園の利用に係る施設型給付費については、前条 1 項の利用者負担額を控除した額について、当園が法定代理受領するものとする。

- 2 前項により受領した給付費の額については、定期的に支給認定保護者に書面で通知するものとする。

(安全確保)

第 18 条 当園は、園児の安全の確保を図るため、事故、加害行為、災害等により園児に生ずる危険を防止し、及び事故により園児に危険または危害が現に生じた場合において適切に対処することができるよう、施設及び整備並びに管理運営体制の整備充実

- その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 前項の安全を確保するため、次の各号に定める安全に関する事項について計画を策定し実施するものとする。
- 1)当該幼保連携型認定こども園の施設及び設備の安全点検（毎学期1回以上の系統的な点検及び日常的な点検）
  - 2)園児に対する通園を含めた生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他
- 3 前項のほか、実績に応じて危険等発生時において当園の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた対処要領を作成し、以下の措置を講じるものとする
- 1)園長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずる。
  - 2)園児に危害が生じた場合において、当該園児及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた園児その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行う。
- 4 当園は、園児の安全確保にあたり、園児の保護者との連携を図るとともに、地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するために活動を行う団体その他の関係団体、地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

(緊急時等における対応)

第19条 当園の職員は、教育・保育の提供中に園児に容体の変化等の緊急事態が生じたときは、保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じ学校医や園児の主治医に連絡をとるなど必要な措置を講じるものとする。

(事故防止及び発生時の対応)

第20条 当園は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- 1)事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針・マニュアル等の整備
  - 2)事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が記録、報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底するための体制の整備
- 2 前項のため、当園に事故発生の防止のための委員会を設置するほか、職員に対する研修を定期的に行うこととする。
- 3 事故が発生した場合は、速やかに市、当該支給認定こどもの家族等に連絡を行うほか、必要な措置を講ずるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備するものとする。

- 4 当園の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとし、そのための損害賠償責任保険に加入するものとする。

(非常災害対策)

- 第 21 条 当園は、火災、地震、風水害その他の非常災害に備え、とるべき措置について具体的計画を立てるとともに、それに対する普段の注意と訓練に努めるものとする。
- 2 前項の具体的計画のうち、消防法令に基づく消防計画については、策定及び変更の都度、所轄の消防署へ届け出を行うものとする。
  - 3 第 1 項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月 1 回行うものとする。
  - 4 非常災害における園児の安全確保については、日頃より所轄の消防署その他の関係機関、地元住民との連携を図るよう努めるものとする。

(保健及び環境、衛生)

- 第 22 条 園児と職員の健康の保持増進を図るために、学校保健計画を策定し、実施するものとする。
- 2 園児の健康診断は、学校保健安全法に基づき、入園時及び毎年度 2 回行う（そのうち 1 回は 6 月 30 日までに行うものとする。）ことを原則とする。
  - 3 毎年度定期的に、国の定める環境衛生基準に基づき環境衛生検査を行うほか、日常的な点検を行い、環境衛生の維持または改善を図るものとする。
  - 4 感染症または食中毒の予防及び蔓延の防止のため、対応指針を策定する等、必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第 23 条 職員は、いかなる場合にあっても、園児に対し児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な影響を与えるいかなる行為もしてはならない。
- 2 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(苦情解決体制)

- 第 24 条 当園は、その提供した教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備し、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 当園は、苦情に関し市から求められた場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 その他苦情解決に関する事項は、別途苦情解決に関する規定により定める。

(秘密保持)

- 第25条 当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなくその業務上知り得た支給認定子どもまたはその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当園は、園児または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当に理由がある場合または正当な権限を有する警察機関等からの命令等による場合を除くほか、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行なう者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得て行うものとする。
  - 3 その他秘密保持に関する事項は、別途就業規則及び個人情報保護に関する規定により定める。

(記録の整備)

- 第26条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 教育・保育の実施に当つての計画
  - (2) 提供した教育・保育に係る提供記録
  - (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
  - (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
  - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。